第

4 4 0 3

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 1月 18日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 減価償却制度の改正

Q:減価償却制度が改正されたそうですが、 どのようになったのですか?

A:次のような点が、改正になりました。 【解説】

昨年の12月2日に改正があり、減価償却制度が次のように改正されました。

①償却率

定率法の償却限度額が、定額法の 2 倍 (200% 定率法)の償却率 (現行2.5倍の償却率:250%定 率法)で計算したものになりました。

対象資産は、平成24年4月1日以後取得資産です。

ただし、平成24年4月1日前に開始した事業年度で、4月1日以後に終了する事業年度に取得したものについては、その減価償却資産の取得が平成24年4月1日以後であっても、改正前の250%定率法を適用して計算することが認められることとなっています。

②資本的支出

平成24年4月1日以後にする資本的支出については、本体資産が250%定率法を適用していても、資本的支出部分については、200%定率法によって償却計算することとなりました。③グルーピング償却

減価償却制度には、同一区分の資産をまとめて償却限度額を計算するグルーピングという制度がありますが、250%定率法と200%定率法は、償却方法が違うものとして、グルーピングができないこととされました。







